

## 令和4年度第3回大分県行財政改革推進委員会 会議録

日時：令和5年2月24日（金） 13:00～15:20

場所：大分県庁舎新館14階 大会議室

委員：出席17名

岩崎美紀、小川芳嗣、川田菜穂子、工藤妙子、権藤淳、佐藤宝恵、佐野真紀子、篠原文司、下田憲雄、高橋とし子、武田喜一郎、千野博之、長哲也、中野五郎、丹羽和美、日野康志、松尾和行委員

欠席2名

岡野涼子、幸和枝委員

事務局：知事、副知事、総務部長、関係部局長、行政企画課長、人事課長、財政課長ほか

権藤会長	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回大分県行財政改革推進委員会を開会いたします。 まず開会にあたりまして、広瀬知事からごあいさつをいただきたいと思 います。
広瀬知事	（挨拶）
権藤会長	それでは、本日の議事を進行させていただきたいと思 います。 まず、本日の会議の公開について確認いたします。本日は、非公開とし て審議すべき内容はありませんので、公開としたいと思 いますが、よろ しゅうございましょうか。
委員一同	（異議なし）
権藤会長	はい。ありがとうございます。公開とさせていただきます。 では、議事に移りたいと思 います。本日の資料は、委員に事前に提供さ れております。時間も限られておりますので、説明者におかれましては、 簡潔にお願いしたいと思 います。 まず、議題に入る前に、前回の委員会において武田委員の方からいた だきましたセキュリティに関するご意見について、事務局の方からご報告を お願いしたいと思 います。

電子自治体  
推進室長

(資料 P4 を説明)

権藤会長

はい。ただいま事務局の方から、前回のご指摘に対するご説明をいただいたわけでありますけども、武田委員、これにつきまして、何かございませうでしょうか。

武田委員

はい。武田です。

前回問題を提起して、素早く対応していただいたことに対して、賛辞と感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。ですけどもセキュリティに関しては、日々コンピューターウイルスも進化していますので、引き続き緊張感を持って今後も対応していただきたいと思ひます。

私が今この対応の中で一番注目したのは、セキュリティ診断で OS やミドルウェア、web アプリケーションの診断で多分（脆弱性が）ボロボロ出てくると思ひます。そういったところへの対応も、発見された場合には速やかに対応していただくような体制をとっていただきたい。

とにかく対応の素早さには非常に私驚いてます。

権藤会長

どうもありがとうございました。では、議題に入りたいと思ひます。今回の議題は、「DX（ICT 利活用）の推進について」でございます。はじめに（1）アナログ規制の見直しについて、商工観光労働部長よりご説明をお願いしたいと思ひます。

商工観光  
労働部長

(資料 P5～P16 を説明)

権藤会長

はい、それでは議題 1（1）「アナログ規制の見直し」につきまして、委員の皆様方から事前にいただいた意見の中から、ご発言をお願いしたいと思ひます。

岩崎委員から No. 2 についてお願いしたいと思ひます。

岩崎委員

はい。岩崎でございます。こちらについては、962 件という規制のある業務の洗い出しをされたということで、今後それをデジタル化していこうという方針については非常に頼もしいなと思ひています。

ただ、ぜひとも 962 のうち 387 が県の方で対応可能なものなということですので、この 387 件をそのままデジタル化して、387 件のデジタル化が完了しましたというのではなく、やはりこれを機にその業務が本当に必要かどうか、必要性の有無っていうのは、おそらく単独ではなくて今、この 16 ページにいろいろ部局別に出していただいたんですけども、おそらくそ

こは縦横、いろいろな形でプロセスを見直すことで、やっていかなきゃいけない難しいところだと思います。

ぜひそのプロセスの見直しも行っていただき、デジタル化が本当にその県民にとって扱いやすいツールになるようにってというのは非常に期待しているところです。ぜひよろしくをお願いします。

権藤会長

まさに DX 化をどう進めるかということだと思いますけども、それでは商工観光労働部長の方からお答えいただけますか。

商工観光労働部長

はい。ありがとうございます。ご指摘の点は、まさにその県民目線で行政のありたい姿を実現するための DX ということで、昨年策定した DX 推進戦略の基本理念に合致するものでございます。我々といたしましても、この点しっかりと意識した上で数を残すということではなく、しっかり必要なものを残すというような方針で見直しを進めていきたいと考えてございます。

権藤会長

ありがとうございます。事前意見ではアナログ規制について他に意見はありません。この場で何か追加的にご質問とかご意見ございましたら委員の方々よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうござひますか。

では、アナログ規制の見直しについては以上とさせていただきます。

次に二つ目の議題であります(2) 行政の DX (マイナンバーカードの普及、キャッシュレスの推進) について、総務部長にお願いしたいと思ひます。

総務部長

(資料 P17~P24 を説明)

権藤会長

それでは二つ目の議題であります、行政の DX (マイナンバーカードの普及キャッシュレスの推進) についてご意見をいただきたいと思ひます。

はじめに事前意見一覧表の No. 4 について小川委員、それから引き続きまして No. 5 について篠原委員よりそれぞれお願いしたいと思ひます。

小川委員

小川でございます。No. 4 の話ですけども、マイナンバーカードについては、どのような活用ができるか、万が一(マイナンバー)カードを落としりした場合の安全対策を周知するような動画等を作ったらいかがかということです。どのような活用ができるかは先ほどご説明ありましたが、市町村で住民票や印鑑証明等を取得するとかもありますし、そんなのも含めて全体的にどのような活用ができるかっていう話と、あと個別に動画を作って、できれば YouTube 等に挙げたらいいのかなと思ひます。

それからもう一つは、安全対策という話ですけども、マイナンバーカードには漠然とした不安があつて、普及を妨げるところがあると思ひます。例えばカードを落としりした場合、なくしたらどうすればいいんだとか、

それを使ってなりすましされて、自分が悪いことをしたようになってしまわないかとか。そういう漠然とした不安があるんで、多分皆さんは心配するんじゃないかと思うんです。そういう不安を払拭するような動画の一つ作っていただいたらいいかなと思います。

これは県だけでなく市町村も絡んでくるんで、市町村と一緒に作っていただいたらいいかなと思います。以上です。

篠原委員

社会保険労務士の篠原です。意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

皮肉にもこのコロナ禍で、いわゆるキャッシュレスが加速したと考えておりますけれども、いよいよこの4月から、法律改正に基づいて、賃金の支払い、給与の支払いも、いわゆるデジタルマネーの支払いが解禁されます。運用は半年から1年ぐらいかかるとは思いますが、いずれにしてもこの動きは加速をしていくと思われま。

あわせて、賃金ではありませんが、県内の自治体と取引のある業者の方達の少額に限ってということはあるかもしれませんが、この支払いもいずれキャッシュレスで対応していく時期が来るのではないかと考えております。その辺りの対応に合わせてペーパーレスという点からも、いまだ実際に取引があつて、契約書が必要になってくるという場合は、紙でやりとりをしてるのが多いかなと私は思うんです。実際には契約書ができて印紙を貼って割印を押し郵送で送る。サービスの提供が終わった段階で請求書を発行し、その請求書の、何か委員が漏れてたとかということになると郵送で何回かやりとりをさせていただいた後に、ようやく報酬が発生して入金になるというところではあります。民間企業でも電子契約というものが進んでまして、実際私もやりましたが、驚くほど簡単で、本当に簡単に契約ができるということがびっくりいたしました。

ですからこのキャッシュレスとペーパーレスに合わせて、電子契約の方もご検討いただくとありがたいなと思ひて意見を述べさせていただきます。以上です。

権藤会長

はい。行政のDXにつきましてお2人方からご意見賜ったわけでありませうけれども、それぞれ総務部長と会計管理者からお答えいただけますでしょうか。

総務部長

ありがとうございます。私からは、まず小川委員からのご指摘にお答えさせていただければと思います。

まずマイナンバーカードの利活用についてでございます。マイナンバーカード利活用は先ほど説明しました県行政のオンライン申請のほかに、当然ながら市町村のサービスもございましてこちらの数は多いかと思ひま。

進めているところでございまして、今年度オンライン化を進め、完了する予定で取り組んでいただいているところでございます。また、コンビニでの住民票の写し等の交付サービス等も順次拡大をしていく方向で取り組んでいただいているところでございます。こうした取り組みを県民の皆さんにもご理解いただけるように、我々もしっかりと一緒になって取り組んで参りたいと考えております。

一方、安全対策についてのご指摘もございました。ご案内のとおりマイナンバーカードのセキュリティーには万全を期すという観点から、例えば紛失した場合には24時間365日、コールセンターで対応するでございまして、なりすまし防止のためのセキュリティー対策でございまして、ICチップが自動で破壊されるとか様々な対策を講じているところでございまして、これまでも行って参りましたが、丁寧に、さらにより理解しやすいような形で引き続きこの広報は努力していく必要があると思っております。これは県だけではなく、国・市町村と一緒にしていく必要があると思っておりますので、いろいろな主体がいろいろな広報を作っておりますので、まずはそういったものもしっかり確認しながらよりわかりやすい取り組みができないかというのは、引き続き取り組んで参りたいと考えてございまして。

篠原委員から電子契約についてのご提案をいただきました。こちら私でするので答えさせていただければと思います。電子契約については、実は県庁は本年度の秋に試行的に導入をしてみたところでございまして。今のところは17件の契約をしたところでございまして、委員からのご指摘もありましたとおり、やはり県・事業者双方にペーパーレス化などのメリットが出たのではないかなと考えてございまして。いろいろ電子契約していく中で留意点とかも含めて確認をしながら、庁内にどのように広げていくかという考え方で取り組んで参りたいと思っておりますので、またご助言いただければと考えております。以上です。

会計管理者

それでは引き続きまして、会計管理者の廣末と申します。よろしくお願いたします。

篠原委員からのご質問のうち前半、キャッシュレスへの対応の部分でございまして。キャッシュレスの対応ですが、今回支出の面でのご質問かと思っておりますが、先ほどのDX推進の資料にもございまして、収納の面では結構進んでまして、昨年からは指定納付受託者制度等の制度が始まって、キャッシュレスの収納というのはかなり進んでおります。それで、この度の賃金のデジタル払いにつきましてですが、これにつきましては、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、労基法においても賃金の支払い方法に通貨や口座の振り込みに加えて、新たな選択肢を用意するものと伺っております。賃金のデジタル払いの具体ですが、具体的には〇〇ペイを運営する資金移動業者の労働者本人口座ないしアカウントID

へ資金移動することによって賃金支払いを行うものと認識しております。

ただ、資金移動業者すべてが対象になるわけではありませんで、一定の要件を満たす賃金の支払いに係るものでございます。例えば破産時の補償の仕組みをしっかりと設けているとか、その他口座の残高の上限を 100 万円以下にするようにとか、一定の要件を満たし大臣の指定を受けた業者だけに限られると認識しております。

ところで、私ども会計管理局の方で公金の支出事務を携わっておりますが、公金の支出につきましては、まさに県民からいただいている大事なものですので、地方自治法の中で一定のルールというか、制約がございます。公金の支出の原則は、現金または小切手というのが残ってるんですが、例外的に口座振替という形になっております。実際は、当然債権者から申し出のあった預金口座に支出金を払い込むことが大半でございます。その口座振替ですけれども、地方自治法の施行令の中で、口座振替についての要件が定められておまして、指定金融機関、その他地方公共団体の長が定める金融機関に預金口座を設けられていることがございます。金融機関の預金口座が対象になっておりますので、ご意見いただきました少額の支払いについて、資金移動業者の債権者本人名義の口座に振り込めるようにするには、少し地方自治法及び施行令の整理が必要ではないかと考えられます。

また、地方自治制度を所管する総務省におきましては、社会全体のデジタル化の進展は急務ということで、研究会を立ち上げていらっしゃいます。「新たな社会経済情勢に即応される即応するための地方財務制度に関する研究会」という研究会を立ち上げて、現在自治体の財務会計制度全般について幅広く議論していると伺っております。先ほど中間報告が出されたんですが、この中におきまして、金融取引等の社会活動は IT 等の活用を経て、高度化してきていることを踏まえて、公金の収入支出事務の選択肢を拡充することを検討すべきというご意見も出されております。

このあたりで検討されていくのかなと思われまますので、この国の動きも注視しながら、時代の変化や法令改正にしっかり適時適切に対応して参りたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

権藤会長

はい。小川委員と篠原委員へのご回答をいただいたわけではありますが、小川委員、篠原委員、追加的なご質問とかご意見よろしいですか。または他にこの行政の DX についてご質問とかご意見ございましたら手を挙げていただければと思いますがよろしゅうございますか。

では、行政の DX については以上とさせていただきます。それでは、三つ目の議題になります「介護分野の DX」について福祉保健部長よりお願い致します。

福祉保健部長

(資料 P25～P34 を説明)

権藤会長

はい。ただいま介護分野のDXについて福祉保健部長よりご説明いただきました。それでは介護分野のDXにつきましてご意見をいただきたいと思えます。

はじめにNo. 6. 7. 8、それから13について高橋委員より通しでお願いいたします。そのあとに、No. 12について川田委員からお願いしたいと思えます。

高橋委員

はい。高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

今ご説明いただきましたように、大変介護の人材不足の件につきましては、県から手厚い支援をいただきまして本当に感謝しております。

今回、たくさんの実例を挙げていただきました。その中で問題点も幾らかあると思えますので少しお話をさせていただきたいと思えます。

27 ページにありますタブレットであったりインカムは大変便利です。タブレットにつきましては、年齢50代ぐらいの職員については、扱いが非常に難しく、慣れてくるのに少し時間はかかるようですけれども、現在取り組んでいる施設が多いです。

一番最高にすばらしいのはこのインカムです。これが、コロナのクラスターが施設でも起きていますけれども、これを導入している施設は、このインカムが大変役に立ったと言います。レッドゾーンといって陽性者がいるところに入ったら、ほぼ半日ぐらい出れずにそこで対応しないといけません。

そこでレッドゾーンでどういう状況が起きているとか、必要なものをすぐ持ってきて欲しいとか、そういったものが全部インカムで指示ができます。ですので、このインカムにつきましては、うちは特養は二つとも全部やってるんですけど、養護老人ホームの方でもクラスターが出たんですが、養護はこのインカム等の補助等もないので持ってませんでした。ですから、養護の方がクラスターが出た時に大変苦勞しまして、何とか養護の方でも、導入してくれないかという意見が職員から出ております。他の施設でも、インカムは本当に便利だという声を聞いております。これをどんどん進めていただきたいなと思っております。

それから28 ページですけれども、この離床センサー・見守りシステムについては、うちもいち早く導入する予定で、最初は動き出したんですけども、見守りシステムを導入するということで、理事会まで挙がってきて、ぜひこれを購入したいということであったんですが、私の方でこれは導入はならんということで、一旦ダメと言った経緯があります。といいますのは、本当にきちんと使えば最高で、熟睡してるのかとか、眠りが浅いとか、起き上がって動いて転落の危険があるとか、そういうことがわかりやすいんですけども、動くとお部屋に設置している見守りのカメラが動くんですね。ですから中が丸見えです。ただ、モザイクはかかるんですけども、幾らモザイクをかけられても、誰っていうのはわかるわけですから、

自分が施設に入った時に、カメラで動きを見られているのは嫌だということで、職員にそういう話をしました。

ですから、その便利さだけを追求して、ご本人のプライバシーをどう考えるか、私はこの導入が挙がってきた時に、「ご家族への説明と本人の同意を取ってるか」ということを、職員に質問したら、「それは説明していない」ということでしたので、「認知症があるなしに関わらず、本人にまず説明をして、ご家族にも説明して、了解を得てから導入をするというプロセスをきちっとしなさい」と伝えました。

ただ、本当にメリットもあります。もし骨折なんかをした場合には、映像を見直して、どういう経緯で骨折があったかっていうこともわかりますし、対応策も取れます。何よりも、私が職員に言ったのは、職員のストレスなどによって、あってはならないんですが、虐待もいろんな施設でこのコロナ禍の中でありました。いくら教育しても、ストレスのはけ口って我慢できなくて、虐待に走ったということがありました。

虐待防止センサーというような面もあるわけだから、これもご家族に説明をして、悪い面だけじゃなくて、私達も虐待を防止するという抑止力にも繋がるのでご理解くださいということをきちっと説明しないと、やみくもに職員はこれを欲しがります。夜間帯行かなくて良いですから。だから職員はこれ買ってください買ってくださいって言うんですが、そうじゃないよっていうところを、しっかりとぶれずに教育を何度もするということがとても必要だと思っています。

あと、移譲ロボット・入浴支援ロボット、このロボット系も今すごいんです。これも大変ありがたいです。2人で抱え上げてっていう恐怖というか、だから利用者さんも体が固まるんですが、私も何度か乗せてもらいましたが、とても安心です。職員が支えるよりも安心ですので、職員の腰痛予防等に繋がっています。これは大変ありがたいんですが、その8番に書かせていただいたとおり、4人部屋とか多床室などの大きい部屋が今まで多かったんですが、全国的な流れでプライバシーを尊重しましょうということで、プライバシーのために間仕切りを設置し、一つずつのお部屋に改造をしています。これは補助金をいただいてプライバシーを尊重すると。この仕切られた部屋にロボットを入れようと思ったら入らない。補助金の関係で間仕切りを10年間撤去できない。職員としては、この間仕切りを取ったら自分たちも安全安心な介護ができるのにというような声をもらっておりますので、ぜひそのプライバシーの間仕切りについて、ご検討いただきたいなと思っております。

それから、34ページ。今回、私が一番お願いしたいのはここです。このふくふく認証、これはすばらしいんです。中身を見ると、(要件の)一つずつができていったら最高にすばらしい施設になるということは間違いありません。この認証を受けることで、事業者が補助金などを受けやすいですよというようなことも言われておりますし、何よりも指導監査も非常に



スムーズにいくだろうと思っております。

ただ、これを今認証取得してくださいという、数のクリアみたいなようになっているのではないかなっていう気もしておりますし、取得後の3年間どういうふうにするのかと。うちもすべてクリアしているので最初の認証審査でいけますよということもあったんですが、それも私はダメだということを行いました。

というのは、これを真剣にやろうと思ったら、この担当職員が1人必要になります。研修がきちんとできているか、フォローアップができているかっていうようなことを、きちんと1つずつ見ていく職員が必要なので、そういったことがうちできてるのかって職員に言って、それができてないのであれば、これは取る必要はないということ現場と議論しながらやっておりますが、うちも補助金をもらわないと困りますので、一応57の事業所の中に手を挙げて宣言をしております。私はこの3年後(更新時)にどのようにフォローアップをしてくださるのか。ダメであればどこがダメで、どうしなさいという指導があるのか、これをとても期待しながら待っております。ぜひご回答よろしく願いいたします。長くなりました以上です。

川田委員

川田です。よろしく申し上げます。

私もこちらの資料を見させていただいて一番最初に思いましたのは、先ほど高橋委員も仰ったような利用者ご本人の尊厳やプライバシーを一番に配慮することがまず前提だなというところで、それをぜひ前提として進めたいって意見が1点です。

その上で、33ページの今後の方針というところに、入所型の介護施設のDXの導入ということで、具体的な推進の内容が書かれているんですが、今後入所型で介護を受けていらっしゃる方だけではなく、在宅居宅の方の移動や見守りの問題、それから、施設以上に設備や環境が整ってないということもありますので、DX導入のニーズが非常に高いと思われませんが、そのような在宅居宅介護の分野でのこういった支援の取り組みが具体的にどのようなことがあるのかを教えていただきたいのが1点。

あとは介護のみならず、医療や看護等多様なサービスとの連携というようにも課題に挙がるかと思いますので、そういった他分野や事業所とのDX推進の連携といったところで何か取り組みがあるかというところで質問をさせていただきます。

権藤会長

はい。ただいま高橋委員と川田委員からご質問いただいたわけでありませうけども、これらの意見につきまして福祉保健部長の方からお願いいたします。

福祉保健部長

はい。たくさんご意見ご質問いただきましてありがとうございました。

いずれも本当に核心をつく貴重な意見ばかりで本当に感謝しております。

まず最初の高橋委員のインカムについてでございます。高橋委員がおっしゃったとおり非常に好評で、導入したところは入れてよかったという声寄せられております。先ほど紹介した四季の郷などは、高校生が現場実習をした時にその先輩職員がインカムをつけてる姿がかっこいいということで、ぜひ私も介護の職を選びたいと決意したという効果も生まれております。基本的にその導入経費も安いので、この介護 DX の入門コースとして各事業所に積極的に進めていきたいと思っております。

それから二つ目。見守りシステムのカメラの件でございます。おっしゃるとおりプライバシーの観点が非常に問題となっておりますけども、高橋委員が理事会で反対されたということでもちょっとドキドキしたんですが、このシステム自体については大変高い評価をしていただいているということで、実際に負担の軽減効果だけではなくて事故が発生した時の原因究明が記録に残ってるので説明がしやすいとか、或いはその虐待の防止効果というのももちろんございますし、非常に有効なものでございます。最近ではカメラをつけずにセンサーだけをつける。それによって心拍数とか呼吸数、体動を検知して、状況を把握するといったものもございますし、先ほどおっしゃったモザイクではなく、アニメーションに変換して表示するというようなものも出てきておまして、プライバシーに配慮した商品がどんどん開発されております。そういったものも紹介しながら、なおかつ、ご指摘があったように利用者やその家族への十分な説明、それから同意をしっかりと取って、職員に対する教育も促しながら導入を進めていきたいと思っております。

それから 3 点目、多床室について、間仕切りをして個室化されたということで、本当に立派な設備の改修をしていただきましてありがとうございます。そうするとロボットが入るスペースがなくなるという問題が確かにございまして、狭いスペースでも使えるような介助者が装着するパワーアシストスーツっていうようなものもあるんですけども、着脱に結構手間がかかったりとかいうことであまり評判が良くないようです。

ロボット開発は日進月歩で進んでおりますので、厚労省の介護ロボットの開発、効果実装等を行う関係団体やメーカーからなります「プラットフォーム」というのがございまして、県が配置しております介護 DX アドバイザーもそのメンバーになっております。そのプラットフォームを通じて、狭い場所でも利用可能な介護ロボットの開発等もしっかり働きかけをしていきたいと思っておりますし、間仕切りの問題も介護 DX とうまく調和できるようなものの研究をしていきたいと思っております。

それから 4 点目、ふくふく認証でございます。これもお褒めに預かりまして大変恐縮しておりますけども、これは介護事業者にとりましても、或いはその職員にとりましても大変有効でありますし、また介護の道を目指す若い人にとりましても、事業所がどういう取り組みをしてるかというこ

とがわかって大変有効であると。利用者にとりまして、介護施設の選択の材料になるということで、非常に効果の高い取り組みと自負をしております。おっしゃいましたようにフォローアップが大事ということで、認証取得した事業所につきましても、年間2回この認証取得のための研修を行うこととしておりまして、それは基本的にその宣言事業所が受ける研修なんですけども、取得済みの事業所につきましてもその研修に参加していただくことができます。更新時の基準は、最初の取得時の基準と同じですので、そういう研修にも参加していただきまして、職場環境のレベルの維持向上に努めていただければと思っております。高橋委員のご質問については以上でございます。

それから川田委員からは、在宅介護についてのDXの取り組みについてということでございます。おっしゃるとおり、在宅介護のニーズは年々増えておりまして、基本的に在宅介護に向けた機器といたしましては、パワーアシストスーツや移譲サポートロボット、入浴支援リフトとかそういったものがあるわけですが、いずれも結構高額で、なおかつ個人の機器購入に対する補助制度は現在ございません。今後、間違いなく在宅介護が増加して参りますので、個人向けの安価な介護機器の開発やレンタルシステム等の整備が進むと思われまますので、先ほどのDXアドバイザー等を通じまして広く新しい商品や、レンタルシステム等の紹介をして参りたいと考えております。

それから、医療や介護との連携ということで、例えば、オンライン診療を訪問看護ステーションと連携して、タブレットを在宅介護者の家に持ち込んで、医療機関と繋いで診療を行うというような実証実験を行っているところでございます。こういったものをどんどん実装していけるように取り組みを進めているところでございますので、医療と介護の連携をしっかりと図っていきたいと考えております。以上でございます。

権藤会長

はい。高橋委員と川田委員からのご質問に対してご回答いただいたわけなんですけども、追加的なご質問とかご意見があれば。はい、どうぞ。

高橋委員

はい、ありがとうございました。先ほど狭い部屋でのってということでパワーアシストスーツの話がありました。これは介護の現場では全く役に立ちません。荷物を抱えるのはいいんです。空港なんかで重たい荷物を抱えるのはいいんですが、これは介護の動きとはちょっと異なります。何度かうちも業者と一緒にやってみたんですけど、介護の動きとスーツの動きが違うので、結局導入が進まないのは、着脱の面倒さよりも役に立たないからだと思っております。これは県としてあまり推奨しなくてもいいのではないかなと思っております。

それから、間仕切りがあると救急車がきてもストレッチャーが入らなくてあれは失敗だったかなと思っております。間仕切りについては以上です。

あともう1点、ふくふく認証ですが、年2回研修をしているということで、それだけで済ますんだというのが私の率直な感想で、現場に来てチェックをして、できてないところがあれば何ヶ月後までに回答しなさいというような指導は計画にはないということなんですかね。

福祉保健部長

はい。今のふくふく認証を取得したところに対するっていう意味ですかね。

現時点では、24項目にわたる結構厳しい審査をクリアした事業所ですので、その審査段階でしっかりチェックをするということで、それ以上また毎年チェックってなると、現在は3団体しかないんですけども、これがたくさん増えた時に、ちょっと厳しいのかなという気もしますし、相当厳しい審査をクリアしてるところなんで、大丈夫かなと楽観してるところあるんですが、そこで、緩んだりなどの問題があるようであればチェック体制の強化も考えてみたいと思います。

高橋委員

ぜひお願いします。私はISOの代わりになるものだと思ってこちらに手を挙げたので、うちはISOを20年来とっておりましたが、やめた経緯があるんです。私はこちら（ふくふく認証）の方を非常に期待してこちらでやろうと頑張っていこうと思ったんですが、今のを聞いて、これは3年後とかやっぱ何年かに1回認証したところは、そういうチェックをしていかないとPDCAをきちっと回すという面では、何かそこはぜひ最初が厳しいからそこは大丈夫って思うのはちょっと危険ではないかなという気がします。

福祉保健部長

すみません、私の説明が足りませんでした。3年に1回の更新の審査というのは行いますので、そこは基本的にISOと同じで、更新の時にはまた改めて新規の時と同じように審査を行うということでございます。毎年行わないとそういう意味でございます。

高橋委員

はい。わかりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

権藤会長

川田委員いかがですか。

川田委員

はい。ご回答ありがとうございます。在宅介護に関しては、介護保険で世帯で利用できるものなど、DXの活用に伴っていろいろ進んでくるのかなと思うんですが、なかなか個人やいち家庭ではできないことも多いかと思っておりますので、地域として利用しやすいように、いろんな制度や支援を整備していただくことを願っております。また、他分野や他事業所間での連携というようなところも、民間ではなかなか難しいところがありますので、こういったところに行政が入って支援を整備していただくといったところ

に役割があるかなと思いますので、その実証実験が普及することを願っております。

権藤会長 他に介護の DX についてご質問とかご意見ございますか。はい。どうぞ小川委員お願いします。

小川委員 小川でございます。公認会計士をしてますのでその観点からちょっと。こういった介護分野で DX をいろいろ入れると、一方でコストが増えてくるんですけども、それを吸収する手段が普通の営利事業であったら、人員を抑制したりとか、或いは収入が増えるような分野の仕事を受けるとか、いろいろやりようがあります。介護とかの場合は、人員について配置基準があったり、収入は介護報酬で規定がガチガチに決められてますんで、その吸収をする手段がなかなか難しいなと思ってます。そこら辺で、県としても最初の導入時は補助金があるからいいんですけど、そのあと維持管理するときのコストを先ほど(高橋委員が)1人職員を入れないといけないとか、ふくふく認証できないとかそんな話もありました。そういう面での手当、或いは国と相談しながらそういう手当も考えて欲しいなというところですよ。

福祉保健部長 はい。今の点、まさに重要な点でございまして、今、国の規制改革委員会だったと思いますが、介護 DX が進むに合わせて介護報酬の人員配置基準、利用者何人に対して職員何人ってというのがあるんですが、そこを DX を導入したところについては緩和するという方向で、規制改革委員会で議論が進んでいます。その結論を受けてそういった方向に制度が変化していくのではないかと考えております。

そこがないとなかなかこの介護 DX は進まないと思われまして、大変大事な点だと我々も認識しております。

権藤会長 はい、ありがとうございました。他によろしゅうございますか。よろしいですか。はい、それでは一旦、介護の DX については以上とさせていただきます。引き続きまして、四番目の議題であります「建設現場における ICT の利活用」について、土木建築部長よりお願いしたいと思います。

土木建築部長 (資料 P35～P40 を説明)

権藤会長 はい、ありがとうございます。それでは四つ目の議案であります建設現場における ICT の利活用についてご意見をいただきたいと思っております。

No.14 につきましては川田委員から、No.15 については長委員からお願いしたいと思います。

川田委員

川田です。よろしくお願いします。

まず No. 14 ですが、主に 39～40 ページに関する質問でございます。建設現場の ICT 活用については特に安全面や生産性の向上という面では、すごく寄与する内容だなと実感をしております。

一方で、それがダイレクトにこの新 3Kと言われるようなところに繋がるかどうかというの、やはりちょっと注意深く見ていかなければいけないと考えております。

例えば、このように建設業界で慢性的に人手が足りない状況が続く中では、ICT 活用が進むことでさらなる業務の負担、1 人がやる業務領域が非常に拡大するとか、これまで経験や技術知識がないとできなかった業務がある程度のものであるとできるとなると、賃金水準も下がっていくというようなことも懸念されるので、やはり注意が必要だなと考えております。その中で ICT の活用と働き方や労働条件の改善というのは一体的に進めないといけないと思っております。国や県の方でも週休 2 日工事とか、労務費用の適切な見直しといったような取り組みをされてることは承知しているんですが、40 ページにあるような ICT の活用工事であったりとかこういう建設機器の導入等と一体化して働き方の改善に結びつくような取り組みがあるのかどうかというのを伺いたいです。

長委員

日田から来ました長です。職業は林業経営をしております。

私の方は、まず 37 ページの ICT の施工現場のことなんですが、これは大変なコストがかかることです。ただ、これで労働災害が減るといことなので積極的に推進してもらいたい。ただ、費用対効果という面が大きいのですが、それはしょうがないかなという気はしております。

私が伝えたいのは 38 ページ、ICT 活用工事の実施内容について、私は施工現場ではなくて基本設計について少し言いたいと思います。さきほど言いました、ドローンを飛ばせて簡単に写真を撮って、それを参考に設計するという話が出てきたんですけど、ドローンを飛ばして正確なのは、10 ヘクタールとか 20 ヘクタールぐらいの規模ですので、限られてるんです。

そこで、目視で確認と言っても限られてる。所詮画像ですから。幾ら緯度や経度が合っても所詮画像です。

これから起こる災害や二次災害など、そういうのは予見が当然出来ないわけです。そこで、レーザースキャンっていうのがありまして、これは土木建築部より農林水産部の方が詳しいと思うんですけど、日田市が森林環境譲与税で、日田市の南部と北部をレーザースキャンしたわけです。それはすごい精密なデータが出てきたわけです。広い範囲で、もちろん木の種類もわかる。木の年齢もわかる。それから地の深さです。岩石率がわかる。それほどレーザースキャンって精密なんです。ほぼ 10 センチ単位ぐらいの精度です。それを使うと、次どこが崩壊するかがわかるんです。わかる人が見ればですが。特にそういう人種が実際にいるんです。写真やデータ

を見てどこが危ないとか。そういう人材は、前回の委員会で出た副業人材とかで雇い入れて診断してもらうのも必要だし、基本設計について、今からの予防も含めたダイナミックな設計にしたらどうだろうかということをご提案したい。

それで、本設計して予算の範囲で施工するとかは必要なんでしょうけど。実際、災害の時は施工しながら事故に遭う場合もあるわけですから、より精密な設計診断があってしかるべき。そういうレーザースキャンを利用したことも考えなさったらどうだろうかという意見です。以上です。

権藤会長

はい。ありがとうございます。川田委員と長委員から、ご質問いただいたわけでありませども、これにつきまして、土木建築部長お願いいたします。

土木建築部長

はい。2点ご質問いただきました。いずれも非常に大切な視点でございます。本当にありがとうございます。

まず、川田委員から働き方改革の観点と ICT 活用工事の基準についてご質問いただきました。ICT 活用工事の基準といたしましては、3次元測量、或いは施工時の管理方法といった技術的なルールが定められております。残念ながら、現状では働き方の改善等に関する規定が明記されているといったことはございません。

委員のご指摘のとおり働き方改革の視点は非常に重要ということで、新担い手三法と言っておりますけれども、建設業法と品確法、入契法でございますが、こちらの中で、新たに明確に位置付けがなされております。

国土交通省では、1点目に長時間労働の是正、2点目に給与・社会保険、3点目に、生産性向上。この三つの分野における新たな施策を取りまとめた建設業働き方改革加速化プログラムを新たに策定いたしまして、取り組みを推進しています。

具体的には、本県におきましてもこの動きと連動いたしまして、働き方改革に向けて、先ほどご紹介いただきましたが、平成29年度から週休2日試行工事を進めております。令和3年度の調査結果では、県発注工事の概ね9割の工事で、週休2日が実現するように改善されております。

また、給与の関係でございますけれども、25年以降11年連続で労務単価を上昇するよう改定をしているところでございますし、さらには施工時期の平準化ですとか、工事書類の簡素化といったことに積極的に取り組んでいるところでございます。ICTの施工の普及拡大ということは、このような働き方改革にも必ず資するものだろうと考えておるところでございます。今後も引き続き建設業の働き方改革を促進するために、業界の方々の意見交換も密にしながら、その実態を踏まえて様々な取り組みを推進していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、長委員から非常に技術的に大切なご指摘をいただきました。

建設現場の中で、レーザースキャナー等による 3 次元測量活用ということでございますけれども、ご指摘のとおり災害発生時の活用もとても大事だということでございまして、本件の具体的な活用事例といたしましては、昨年度になりますけれども令和 3 年の 6 月に津久見市の港町で高さ 70 メーターぐらいの斜面崩壊が発生をいたしまして、人がなかなかすぐには寄りつけないような状況でございましたが、その時に直ちにドローンを飛ばし 3 次元の点群データを得まして、それから被害状況を把握いたしまして、速やかな避難指示、そして対策工法の検討といった手順に活用をしたところでございます。これによって早期の復旧にも繋がったと考えてございます。

また、国におきましては、災害復旧事業においてデジタル技術の活用ということで、被災状況の調査ですとか或いは査定設計に 3 次元データを活用するといったような試行も始めているところでございます。これまでは必ず人が行って測量をして、その成果に基づいた図面で災害査定を受けるといった手間が非常にかかっておりましたが、今後こういった災害復旧におけるデジタル技術の活用といった取り組みも進んでいくんだらうと思っております。

一方、地表面の地形を把握することで、例えばその断層ですとか、地表面の地層の判別といったことは、現状では主に地質学や地震学で活用されてると伺っているところでございます。地層を把握することで災害発生の例えば予測につなげていこうという取り組みも、大学などで研究段階にあると伺っております。

我々といたしましても、このような状況を注意深く興味深く注視しているところでございます。引き続き多様な観点からこうした新たな技術の活用に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

権藤会長

ありがとうございます。はい、農林水産部長どうぞ。

農林水産部長

農林水産部長の佐藤でございます。

先ほど長委員から、日田でレーザーによる森林の測量を行ったということのお話をいただきました。

今、県内全体で航空レーザーの測量を行いまして、おっしゃってたとおり地形とか樹木とか、そういったものを可視化できるような形の森林クラウドシステムというのを構築しております。その中で、県下全体では大体 1 メートルごとの 1 点で全体が判別できるぐらいの精度で今運用しております。

そういったレーザーのとった情報が設計の段階で使えるかどうかについて、また、先ほど土木部長の方から話がありましたとおりいろんなことの知見を注意深く見ていきたいなと思っております。以上です。

権藤会長

はい、長委員。



長委員 ぜひ、災害の予防に利用していただきたい。農林水産部が主体になってるレーザー計測と、日頃から予防をするという意味で利用していただきたいと思っております。以上です。

権藤会長 川田委員よろしいですか。

川田委員 ご回答ありがとうございます。  
週休 2 日工事等は 9 割で実施ということで進んできているっていうことも理解をしているところです。

また、ICT 活用工事の基準類等はいくまでも技術的なものということで、そういったソフトな働き方の部分と一体的に進むように情報の周知であったりとか、県独自の取り組みも期待したいと考えてます。労務単価もこの 10 年ぐらいで 1.5 倍ぐらいに上がっているっていうようなところで聞いておるんですが、その労務費の単価が上がる、1.5 倍に上がったとは見合わないぐらいの実際建設に従事されてる方の給与というのは、若干改善は見られるということなんです、まだまだ他の産業と比べると 2 割以上低い水準にあるというようなことも聞いております。

そういった労務単価の上昇が実質的な給与の上昇に繋がるような取り組みもなかなか難しいかもしれませんが考えていただきたいと思えます。

権藤会長 はい、ありがとうございます。それでは先に進めさせていただきたいと思えます。

最後の議案になりますが、5 番目として教職員の ICT 指導力の強化について、教育長からご説明お願いいたします。

教育長 (資料 P41～P46 を説明)

権藤会長 はい。ありがとうございます。

それでは No. 18 について岩崎委員より、続いて No. 19 について川田委員よりお願いしたいと思います。

岩崎委員 岩崎でございます。42 ページのアンケートで、教職員の方に自己評価をしていただいた結果だと思んですけども、皆さん自分を評価した時にこれだけ自信を持ってやってもらってるっていうのは心強いなと思う反面、あくまでも自己評価ですので、評価の中身っていうのが、どういう軸なのかなと。この ABCD ってありますけれども、客観的にどのように評価されてるのかなというのは気になるところです。

特に、ネットトラブルから身を守るための情報モラルとか、或いはその問題解決力、実際そういったものに巻き込まれてしまった時にどういふ

うに対処していくのかっていうところの記述が全体を通じて少し乏しいように思いましたので、ツールを使いこなす方に非常に重点を置かれたような印象を受けましたので、このあたりどのような取り組みがあるのかお聞かせいただいでちょっと安心したいなというところでございます。以上です。

川田委員

川田です。よろしく申し上げます。私、学部では家庭科を担当しております、現場の小中高の先生方の ICT の授業を見させていただくことも多いんですが、本当にいろんな活用が進んでいて勉強させてもらうところが非常に多くなっております。

一つは 44 ページです。ICT 教育サポーターについてお伺いしたいのですが、これは本学部の学生も何人か参加させてもらっております。学生は教員になる前にこういった経験を積むことで、非常に研修等も丁寧に行っているようなので良い経験になっているところと、そのような学生が現場教員になることで、サポーターの方と学校との連携役になるような、そういう人材になっていくのかなというような期待もしております。

一方で、学校現場で先生方や学校全体の ICT 活用の知識とか経験も蓄積され、求められるものも高度化・専門化しているのかなと思っておりまして、全国的には ICT 教育サポーターの人材の確保の問題とか待遇の問題等も多く出てきているような地域が多くあると聞いております。

大分県として、そのような課題や対策されてることがあれば教えていただけないかと思えます。

権藤会長

はい、ありがとうございます。お 2 人からご意見いただいたわけでありませうけれども、教育長の方からお答えいただきたいと思えます。

教育長

はい。まず、岩崎委員からいただいたご質問でありますけれども、学習指導要領に基づきまして、小学校から高校まで児童生徒の発達段階に応じてそれぞれの教科の中でインターネットなどを正しく利用するための考え方だとか、或いは態度を育成する情報モラル教育を実施しているところであります。

例えば、道徳科ではインターネット利用のマナーだとか規範について教えますし、社会科ですとか技術家庭では、インターネットには便利さがある反面、危険性もはらんでいるということを都度都度学習しているところであります。

私ども県教育委員会では、児童・生徒を指導する教員への研修はもちろんですけれども、学校からの要望に応じまして、児童・生徒に対して、情報モラル出前授業というものを実施しております。今年度は 90 校で実施したんですけれども、講師としてハイパーネットワーク社会研究所の職員でありますとか、芸術文化短期大学校で情報モラルを専門とする准教授、或

いは、日本文理大学でデジタルシチズンシップを専門とする教授等において実施しているところであります。それから、授業で活用ができる情報モラルの動画作成や有用なサイトの紹介など、現場を支援しているところであります。

また、保護者教員向けに情報モラルに関する講演をオンラインで年2回実施してきておりまして、引き続きやる必要があると受けとめております。

それから、川田委員から人材の確保・待遇の問題等々、大丈夫かというご指摘をいただきました。川田委員のところ（大分大学教育学部）からも、教員志望の学生をたくさん派遣していただいて大助かりをしております。

サポーターを育成するプラットフォームを設置しまして、ここで実は手を挙げてくれた方には1ヶ月間という長期になります。研修を受けてもらいまして現場に出られるかどうかというところで試験を受けてもらっています。今年度約40人おる中で、その試験1回落ちちゃったという方がやっぱり1割程度おられたと聞いております。再度勉強し直していただいて今は39人、バリバリやっていたところと聞いています。

人材の確保というところでは、県立学校約60校に毎週1回は絶対いけるという体制が組んでいるところなんですけれども、先ほど少しお話ししましたように市町村によってはなかなかサポーターのような人が見つからないというような市町村であったり、或いは私学があったりしますので、そちらに対する支援もしていきたいと考えております。

それから待遇面ですが、教員志望のサポーターさんにはぜひ教師になっていただければと思っております。今回、比較的高度な作業をしていたということもあって、県の会計年度任用職員の給与が何段階かあるんですけれども、高めの価格を設定して、その金額を支給させていただいているというのが実態です。以上です。

権藤会長

はい。ありがとうございました。ご説明ありましたけどご質問よろしいですか。

それでは最後になりますけれどもDXの推進全体につきまして、皆様からご意見をいただきたいと思っております。3名の方をお願いしたいと思います。

No.20につきましては武田委員から、No.21につきましては丹羽委員から、それからNo.22について松尾委員からそれぞれお願いしたいと思います。

武田委員

はい。姫島村から来ました武田です。二つ述べたいと思っております。どちらも何か答えとか対応していただきたいということじゃありませんので、どうぞ聞くだけでも聞いていただければと思っております。

今回のDXの推進で最初にアナログ規制の見直しをやって、県庁の中の悉皆（しっかい）調査を行ったところ、ぽつぽつと随分たくさんのもので出てきたと。

また、その悉皆調査以外にも各事業系からいろんな介護であるとか建築

土木であるとか、資料に記載されている以上のことが実際にはあるんだと思います。

それで、私はここから先が重要なんじゃないかと。つまり、点で浮かび上がってきたものに対してデジタル化であるとか IT を活用し、出てきた点と点を結ぶもの。或いはデータが共有できるものがあるかもしれない。そこから新しい価値が生まれる。これこそが IT の最も得意とすることですので、今後も引き続き進めていただいて、さらに次の段階では点と点を結ぶもので何か生まれませんか。もうちょっと省力化できないか価値を生み出せないかというところも踏まえて、やっていただければと思います。

2 点目です。知事にお目にかかるのはもう今日が最後かと思うと非常にセンチメンタルな気持ちになって、それが私の喋る内容も多少大げさになるのかもしれないんですけども、今回のこの DX 推進は、県の中でもかなり画期的で歴史的なことだと思ってます。それは知事が最初に述べられた、例えば財政の問題であるとか、或いは教育の問題もありましたし、そういった大きな問題もありますけれども、この DX の推進ということがなぜ歴史的かという、これは県庁全員が関わってることなわけです。こういったことはなかなか他ではないと思うんです。

ですから、このことを踏まえて一層皆さんは歴史的な場面に関わってるんだという意識を持ってどんどん進めていただきたいです。今までのところを見ると私はこの対応の速さに非常に驚いてるんです。感心もしています。

ここからちょっとセンチメンタルで大げさなことなのかもしれないですけども、日本が戦後以降、復興してどんどん富んできましたが、この頃テレビとか新聞とか雑誌とか見ると、日本が停滞してる凋落してるっていう悲観的なニュースばかりです。私は、日本の経済が戦後非常に伸びたってのは大きな一つのはやっぱり行政の力だと思うんです。もちろん我々民間も一生懸命頑張りましたし、教育関係の皆さんも頑張ってるんですけども、本当にこの優秀な行政の方たちが引っ張って非常にエンジョイした時代、ラッキーな時代ができたと思うんですけども、それに比べてどんどん下がってくような、もう日本はダメなんじゃないかと思うような時に、大分県でこの DX を推進して、県庁の職員の方がみんな一生懸命頑張ってどんどん対応していただくと。今回の成果が小さいのもあると思います。それも気になさらず、小さいものでも何でもどんどん出して行って、先ほど言ったように点が線となって結びついてもっといい結果が出るということで、私は、これから日本が良くなるような、徐々にちょっと明るい気持ちになります。ちょっと感情的なところが入ってますから割り引いて聞いていただければと思います。以上です。

丹羽委員

丹羽でございます。時間がおしているとのことなので、事前意見一覧に書かせて頂いたことは、お読みいただければと思います。

先ほどの岩崎委員たちからも出ている意見の中で、教育 ICT の指導力の

強化にも関係しますけれども、評価について教員 1 人 1 人が何回研修に参加したかという参加の回数等が KPI 指標に設定されて、数値が成果として分析され、教育分野の委員会で報告されるケースがこれまでに多くありました。参加回数も目安になりますけれども、DX の推進のためには、どれだけの内容を理解し実践できそうか。また実践できたかなどが重要なエビデンスになると私は認識しています。様々なデータが EBPM に繋がるとしたら、そのデータになる設定について、またデータの活用と分析において、検証と改善が求められる数年間が必要になるのではないかなと思っています。

今、県政の中で介護分野について、非常に関心も高くいろいろと助成もしていただいているんですが、県内の状況の中で、障がい福祉分野では、不安障害や鬱病などに罹患される方々の急増や、情緒障がい児が急激に増加している現状があります。我々はさらに対人関係やコミュニケーションスキルに配慮する案件が増えました。その中では、ICT 化の中で、事務の効率化や省力化等では解決できない部分があります。

知事、広瀬県政の中で、長きにわたり、財政破綻一步手前のところを改善していただき、県内各地に出向かれて、お年寄りや小さい方、それから障がいのある方ない方にも同じような言葉をかけて、同じように耳を傾けて、そこで得た生の声を県政に活かしていただきました。本当に改めて敬意と感謝を申したいと思います。ありがとうございます。

だからこそ、効率化・省力化できないことにも注力しながらの DX 推進に期待をさせていただきたいと思います。以上です。

松尾委員

松尾です。今日のテーマになってました、介護や建設、教育いずれも人材確保がかなり厳しいということですが、これを打開するためには DX の推進は大いに結構なことでありまして、それにより優秀な人材が現場で確保でき、皆さんが意欲を持って働けるという状況が生まれれば、とてもいいことだと思います。

DX はあくまで手段手法でありまして、やはり行政の最終目標は、県民サービスの向上であることはもう言うまでもありません。そのために上手く活用していただきたいなと思います。そこには県民、人間がおるわけです。今日、高橋委員や丹羽委員も福祉の現場について話をしましたが、人間性の欠けた推進はよろしくないなという思いをいたしました。やはり人間味溢れる DX でありたいなと思います。

歴史を見ますと、科学技術の発展は人間社会の社会生活を向上させるんですが、その一方で人間性の阻害とか人間性の喪失といったような現象も歴史が証明しております。

ですから、どうぞ大分県行政にあっては DX とヒューマニズムを両立するような施策の展開を要望したいと思います。以上です。

権藤会長

全体を通しまして、一言言っておきたいっていう方いらっしやれば、最

後をお願いしたいと思うんでありますけども。よろしゅうございますか。

私1点だけ簡潔に申し上げたいんですけど、お願いであります。

私テニスをやるんですが、大分市はテニスを予約する時に、あらかじめ登録しておけばインターネットで申し込みができて決済も振替口座で落ちます。つまりキャッシュレスになってるんですが、大分市の隣の市でもよくやるんですが、そちらの方は残念ながら電話で予約して、紙で申込書を作って、現金決済をするということになっていきます。従ってかなり市町村で取り扱いが違う。

それからもう一つ、今年度の4月から地方税のQRコード決済が始まるわけでありますけども、これも各自治体さんでかなり取り扱いが違ってるときに事務局から聞いております。

従って、今日は県マターが中心になったわけでありますけども、県のリーダーシップを持って各市町村さんにも人材の問題とか、資金の問題、ノウハウの問題でいろいろとあろうかと思っておりますので、県がリーダーシップをとっていただいて、県全体でDXを進める。

特に個人のレベルからすると、やはり基礎自治体さんとの接点の方が大きいと思っておりますので、そこでの利益実感や利便性を感じるような指導を県の方々にはお願いしたいと思っております。私から以上です。

以上をもちまして本日の委員会を終わりたいと思っております。事務局におかれましては本日の委員の皆様方からのご意見を十分に踏まえて、今後の行財政改革に取り組んでいただきたいと思っております。最後に、知事からよろしく申し上げます。

広瀬知事

(挨拶)

権藤会長

以上をもちまして、令和4年度第3回大分県行財政改革推進委員会を終わりたいと思っておりますが、改めまして、知事の20年間の働きに対し感謝の気持ちを込めて皆さんもう一度盛大な拍手でお送りしたいと思います。よろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。

※委員等の発言内容について、重複した発言部分等を事務局において整理の上、会議録を作成しています。

[記録作成：総務部行政企画課]